

(事業者の解約又は解除)

- 第11条 事業者は、重要事項8(3)のとおり、やむを得ない事由により事業所を閉鎖するときは閉鎖する日の少なくとも1ヶ月前に解約の申し入れを行うことにより、訪問看護契約を解約することができる。
- 2 事業者は、重要事項8(4)記載のとおり、次の各号のいずれかの場合には本契約を解除することができる。
- ① 利用者が利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずその支払いをしなかったとき。
 - ② 利用者が、第6条に規定する義務に違反した場合であって、利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき。

(契約終了の際の連携等)

- 第12条 事業者は、重要事項8(5)記載のとおり、本契約の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスの連携に努めるものとする。

(守秘義務等)

- 第13条 事業者は、重要事項9(1)記載のとおり、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しない。本契約が終了した後も同様とする。
- 2 事業者は、重要事項9(2)記載のとおり、利用者又はその家族の個人情報を取り扱う。

(苦情への対応)

- 第14条 事業者は、重要事項10記載のとおり、訪問看護の提供に関する苦情に対応する。

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業者は、訪問看護の提供により、事故が発生した場合には、重要事項11(1)及び(2)記載のとおり、必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償責任)

- 第16条 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により本契約の各条項に規定する義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、重要事項11(3)記載のとおり、利用者に対し、その損害を速やかに賠償する。

(記録の整備保存等)

- 第17条 事業者は、重要事項12(1)記載のとおり、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、保存する。
- 2 利用者は、事業者に対し、重要事項12(2)記載のとおり、前項の記録の閲覧又は謄写を請求できる。謄写の費用は、利用者の負担とする。

(協議事項)

- 第18条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者と利用者は介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、誠意をもって協議するものとする。

本契約の成立を証して、本契約書2通を作成し、事業者及び利用者が各1通保有する。

(利用者)
(利用者)利用者代理人
(事業者)

} _____
署名は第9の署名欄へ